て統合する。

二　前号で地域区分及び商品区分ごとに統合した額を、別表七に掲げる商品大区分に応じ、同表に定める相関係数に基づき、地理的区分別の商品大区分（ただし、不動産ローン保証保険及び信用保険を除く。以下この条において同じ。）ごとに統合する。この場合において、各地域区分及び商品区分は別表六に掲げる商品大区分に属するものとする。

三　前号で地理的区分別の商品大区分ごとに統合した額を、地理的区分別の各商品大区分間の相関係数を0.50として、地理的区分ごとに統合する。

四　前号で地理的区分ごとに統合した額を、各地理的区分間の相関係数を0.25として統合する。

第四節　巨大災害リスク

第一款　総則

（巨大災害リスクの額）

第九十条　第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額は、次の各号に掲げる額を基礎として第四款に規定する統合方法により計算した額とする。

一　巨大自然災害リスクの額

二　テロリズムの行為によるリスクの額

三　感染症の流行によるリスクの額

四　信用及び保証によるリスクの額

（巨大災害リスクの計算対象）

第九十一条　損害保険契約等に係る前条の巨大災害リスクの額の計算においては、基準日の翌日以降十二月間に発生する巨大災害の発生時点で有効な全ての保険契約（引き受けることが期待される新規保険契約を含む。）を考慮するものとする。

２　前条の巨大災害リスクの額の計算においては、主要なペリル（損失の原因となる事象をいう。以下この条において同じ。）、主要なペリルから生じる二次的ペリル及びこれらによる間接的な損害を考慮するものとする。

３　前条の巨大災害リスクの額の計算においては、金融市場及び経済全体に生じる影響は考慮しないものとする。

第二款　巨大自然災害

（巨大自然災害リスク計測の標準的手法）

第九十二条　第九十条第一号に規定する巨大自然災害リスクの額は、次の各号に定めるところにより計算した地理的区分ごとの巨大自然災害リスクの額を適切な方法により統合した額とする。

一　地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスクの額は、次条に定めるところにより計算したリスクの額とする。

二　地理的区分の日本以外に係る巨大自然災害リスクの額は、損害保険契約等の基準日を含む事業年度の正味既経過保険料にリスク係数（次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数をいう。）を乗じた額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）とする。

地理的区分	リスク係数（%）
欧州経済領域（EEA）等	40
アメリカ合衆国及びカナダ	50
中国、その他先進国市場及びその他新興市場	30

（地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスク計測の標準的手法）

第九十三条　前条第一号に規定する地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスクの額は、ペリル区分（地震、風水災及び雪災をいう。以下この条において同じ。）及び商品区分ごと（ただし、ペリル区分が地震の場合にあっては、地震補償区分（地震火災費用保険金及び地震危険担保特約をいう。）及び商品区分ごととする。以下この条において同じ。）に次の各号に定める手法のいずれか（ただし、ペリル区分が地震及び風水災であって損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体である損害保険料率算出機構が定めるモデル（次項第一号において「機構モデル」という。）のリスクカーブを利用可能な場合における火災保険にあっては第一号に定める手法、ペリル区分が雪災の場合にあっては第二号に定める手法に限る。）を用いて計算した額をペリル区分ごとに合計し、当該ペリル区分ごとの合計額を相関係数を0.00として統合した額とする。

一　リスクカーブ等を用いる手法

二　リスク係数等を用いる手法

２　前項第一号に定める手法は、次の各号に掲げる商品区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した元受保険契約に係るリスクの額に、適切な方法により計算した受再保険契約に係るリスクの額を加算する手法をいう。

一　火災保険　機構モデルのリスクカーブに基づく年間損失総額のVaR99.5%から第三章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額において考慮されている年間損失総額の期待値を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）として計算したリスクの額

二　火災保険以外の別表八に掲げる商品区分　前号に定めるリスクの額を、当該商品区分ごとに適切な比率で調整して計算したリスクの額

３　第一項第二号に定める手法は、別表八に掲げる商品区分に応じて定める年間損失総額のVaR99.5%の計算方法、別表九に掲げる地震地域区分又は雪災地域区分に応じて定める年間損失総額のVaR99.5%の計算方法及び別表十に掲げる地震地域区分又は雪災地域区分に応じて定める相関係数に従い計算した元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%から第三章第二節に規定する経済価値ベースの